

企業型確定拠出年金資格喪失後の手続きについて

企業型確定拠出年金を実施している企業をご退職された場合、
ご退職後の進路によってお手続きが異なります。以下のフローをご確認のうえお手続きください。



企業型
確定拠出年金を
実施している会社
に転職した場合
(第2号被保険者)

企業型確定拠出年金を実施していない会社に転職した
場合 (第2号被保険者)
個人事業主または学生・無職になった場合
(第1号被保険者)
公務員等になった場合 (第2号被保険者)
家事専従者(専業主婦・夫)になった場合 (第3号被保険者)

掛金の拠出を
希望する場合

掛金の拠出を
希望しない場合

① 企業型確定拠出 年金へ移換

転職先の確定拠出年金ご担当者へお問い合わせください。

転職先の企業型確定拠出年金の規約によっては、個人型確定拠出年金に加入できる場合があります。くわしくは転職先の確定拠出年金ご担当者へお問い合わせください。

② 個人型確定拠出 年金へ移換

加入者

個人型確定拠出年金へ資産
を移換のうえ加入者となる
お手続きが必要です。

③ 個人型確定拠出 年金へ移換

運用指図者

個人型確定拠出年金の運用
指図者となるお手続きが必
要です。

※2022年5月1日以降に資格喪失した方は、これまで積み立てた資産を企業年金連合会(通算企業年金)に移換することができます。(60~65歳で退職等により資格喪失した方を除きます。)くわしくは企業年金連合会のホームページをご確認ください。

- 移換手続きは2~3ヵ月程度かかります。
- これまで積み立てた資産は全て売却され、移換手続き時に指定した運用割合であらためて運用商品を購入します。
- 以前に加入していた企業型確定拠出年金の制度内容によっては、これまで積み立てた資産が会社へ返還されることがあります(これを事業主返還といいます)。くわしくは以前に加入していた企業型確定拠出年金ご担当者へお問い合わせください。
- 転職先の会社で確定給付企業年金を実施している場合、これまで積み立てた資産を確定給付企業年金に移換することができます。くわしくは転職先の確定給付企業年金ご担当者へお問い合わせください。
- 移換手続きを行わずに他の企業型・個人型確定拠出年金の加入者等となった場合、これまで積み立てた資産が加入者等となった確定拠出年金に自動的に移換されます。

手続期限は裏面をご覧ください

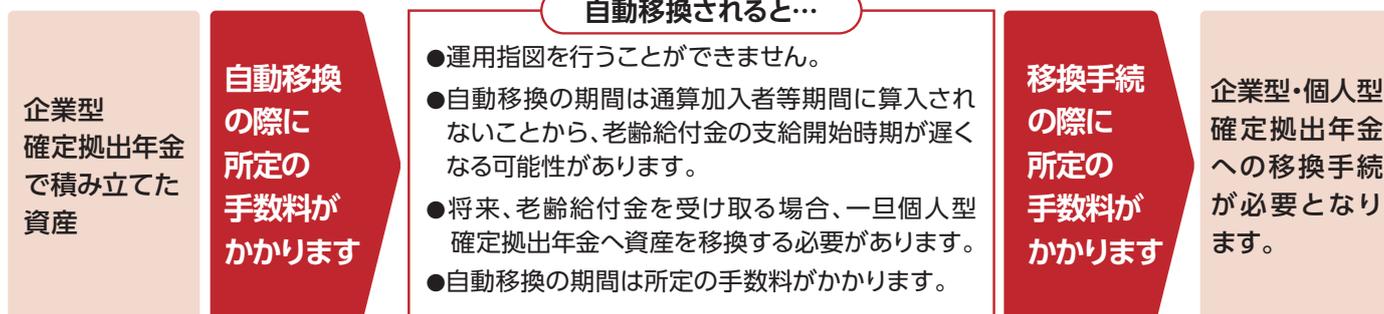
手続期限について

移換手続きは企業型確定拠出年金の資格喪失日(退職日の翌日)の属する月の翌月から起算して6か月目の末日までにお手続きする必要があります。

3月	4月	9月	10月
<p>例えば…</p> <p>退職日 3月31日</p> <p>★</p>	<p>資格喪失日 4月1日</p>	<p>資格喪失日の翌月(5月)から起算して6か月目(10月)の末日までにお手続きする必要があります。</p>	
<p>10月末までにお手続きください</p>			
<p>★</p> <p>退職日 3月30日</p>	<p>資格喪失日 3月31日</p>	<p>資格喪失日の翌月(4月)から起算して6か月目(9月)の末日までにお手続きする必要があります。</p>	
<p>9月末までにお手続きください</p>			

❗ 期限までにお手続きしなかった場合

積み立てた資産は自動的に国民年金基金連合会へ移換され、資産が凍結されます。これを**自動移換**といいます。



※手数料は積み立てた資産から差し引かれます。くわしくは国民年金基金連合会のホームページをご確認ください。
 ※以前に加入していた企業型確定拠出年金の運営管理機関等により、別途手数料がかかることがあります。

**ご退職後も引き続き運用を継続するため、
自動移換される前に移換手続きを行うことが大切です。**

確定拠出年金に関する
詳しい資料はこちらをご覧ください
<https://www.hokkokuibank.co.jp/customer/saving/401K/index.html>



北國銀行 確定拠出年金サポートデスク
0120-930-169

受付時間: 9:00~17:00(GW、年末年始は休業します)